

国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請開始（5月26日～）

- ・本年5月26日より、国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請がはじまります。
- ・マイナンバーカードの交付手続きは引き続き当館の領事窓口で行いますが、領事窓口での申請手続（除く一部申請※下記4.参照）は、前日の5月25日で終了となります。
- ・国外転出者向けマイナンバーカードは、これまでと同様に、「2015年10月5日以降に国外転出をし、かつ、現在、日本国内の住民票を抜いている海外在住の日本国籍の方」が対象です。（※下記3.参照）
- ・申請手続きのオンライン化により、従来よりも受取までの期間が短縮されます。

1. 運用開始日時

2026年5月26日（火）、8時00分頃から（当地時間）※日本時間午前9時頃

2. オンライン申請サイト

<https://www.kokugai.kojinbango-card.go.jp/kokugai-mnshinsei-u/>

※上記1.の運用開始日時まではメンテナンス画面が表示されますので、ご注意ください。

3. 対象者

国外転出者向けマイナンバーカードの対象者は、マイナンバー制度が導入された2015年10月5日以降に国外転出届を提出した日本国籍者となります（戸籍にマイナンバーがすでに付番されている方）。

【参考】以下の方々は対象外となります。

- ・引き続き日本国内に住民票がある方
- ・日本国外で出生し一度も住民票が作成されたことがない方
- ・2015年10月5日より前に国外転出して、2015年10月5日以降に住民票が作成されたことがない方
- ・日本国籍を有しない方（元日本国籍者、特別永住者、中長期在留者を含む）

4. 領事窓口での取扱い（5月26日以降）

(1) 交付申請手続はオンライン申請に統一されるため、窓口での紙申請は終了

となります。

(2) 暗証番号の再設定等については、マイナンバーカード原本の提出が必要なため、引き続き領事窓口での手続となります。

※マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書用暗証番号(数字4ケタ)は3回、署名用電子証明書用暗証番号(英数字6ケタ～16ケタ)は5回、連続して入力を間違えるとロックがかかり、利用できなくなります。初期化・再設定の手続には、申請から交付まで2～3ヶ月を要しますので、暗証番号の管理には十分ご注意ください。

5. オンライン申請に関する問い合わせ先

申請内容や操作に関するお問い合わせにつきましては、申請サイトを運用する J-LIS が対応します。当館ではお答えできかねますので、ご不明な点等については、以下の問い合わせ先まで直接お問い合わせください。

(1) 問い合わせフォーム

<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/inquiry/>

(2) 電話

<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>

このうち、日本国外から発信可能な番号

+81-(0)50-3818-1250

(当地時間7:00-19:00、土日祝日問わず)